

一般社団法人日本癌治療学会中山恒明賞顕彰規程

(適用)

第1条 この規程は、一般社団法人日本癌治療学会（以下「本法人」と略す。）中山恒明賞の顕彰について、以下のとおり定めるものとする。

(目的)

第2条 本法人は、癌の治療、診断、予防の分野において みるべき成果をあげた研究、または先駆となるべき研究を成した会員等に対して、食道がん代表される外科手術の開発に努められ、本法人を開設された、中山恒明先生のお名前を冠した「日本癌治療学会中山恒明賞」を授与し、支援することを目的とする。

(表彰対象者と副賞)

第3条 原則として、毎年1名を表彰するものとするが、外国人の申請がある場合には、国内外各1名合計2名まで選出することができるものとする。

2 表彰者には、副賞として賞金80万円とメダルを贈呈する。

(選考委員会)

第4条 本法人の理事会内に「中山恒明賞選考委員会」（以下「本委員会」と略す。）を設置する。

2 本委員会の委員長は、理事長が兼務し、本委員会の議長を務めるものとする。また、本委員会の委員は、理事及び監事から構成されるものとする。

3 本委員会は、理事長が招集する。

(定数等)

第5条 本委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事につき、書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席とみなす。

2 本委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

(議事録)

第6条 議事録は、議長が作成し、議長及び議長が議事録署名人として出席者の中から指名する2名がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

(選考方法)

第7条 本法人の会員を対象として、本法人のホームページ等を通じて公募を行い、申請者を募るものとする。ただし、外国人の場合は会員でなくとも申請できるものとする。また、申請者は、別紙に定める申請期日及び提出書類等に従って応募する。

2 申請者の中から、本委員会において選考し、その選考結果に基づき、理事会において受賞者を決定する。

3 本委員会及び理事会における選考基準は、申請者の学問的基礎、臨床への貢献度、独創性、国際性及び先駆性の各点の総合的評価によるものとする。

4 理事会は、受賞者決定後速やかに、受賞者宛てに文書にて通知し、併せて、本法人のホームページ等に掲載するものとする。

(授賞式及び記念講演会)

第8条 授賞式は、本法人の主催により、当該年度の学術集会時に執り行うものとする。

2 授賞式に引き続き、受賞記念講演会を開催する。講演会に先立って、講演内容を本法人の学術集会抄録集に掲載し、また、事後には、受賞記念論文を本法人機関誌"International Journal of Clinical Oncology"にreview article（総説）として掲載する。

(授賞式関連の経費処理)

第9条 副賞の賞金は、本法人の予算及び中山恒明先生ご親族の寄贈によることとし、各受賞者に対し、合計80万円を支出するものとする。

2 副賞の賞金のほか、本法人は、その予算から以下の各経費を負担し、表彰状及び副賞の目録を作成するものとする。

(1) 表彰状の作成費

(2) 表彰式及び受賞者講演会の会場費

(3) 受賞者及び中山恒明先生ご親族の代表者の表彰式出席のための交通費及び宿泊費

3 副賞のメダルについては、本法人がその費用を負担し、作製するものとする。

(規程の変更)

第10条 この規程は、理事会の決議を経て、変更できるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成21年1月5日から施行する。
- 2 この規程は、平成21年4月8日から施行する。
- 3 この規程は、平成24年7月31日から施行する。
- 4 この規程は、平成25年7月31日から施行する。
- 5 この規定は、令和3年2月1日から施行する。